

# 令和8(2026)年度三原市会計年度任用職員募集要項

## 人権啓発指導員

令和8(2026)年1月1日  
三 原 市

選考日	令和8(2026)年2月13日(金)
申込受付期間	令和8(2026)年1月1日(木)～令和8(2026)年1月15日(木)
任用予定日	令和8(2026)年4月1日(水) ※令和8(2026)年3月採用とする場合があります。

### 1 職種及び定員数

職種	定員数	業務内容
人権啓発指導員	1名	人権問題研修会・講座などでの指導、人権啓発教材の作成、人権問題の指導・相談

### 2 応募資格

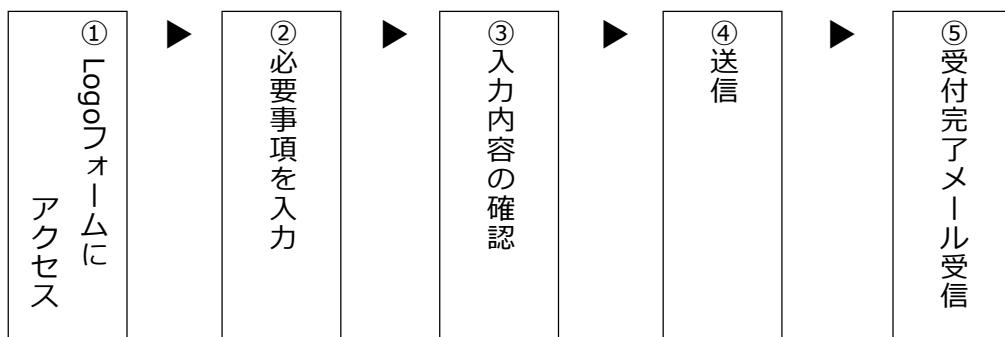
- (1) 次のいずれかに該当する人（年齢及び学歴は問いません）
  - ア 教員免許を有する人
  - イ 人権課題に関する指導及び啓発活動に従事した経験が3年以上ある人
- (2) 普通自動車運転免許を有すること。
- (3) 次に該当する人は応募できません。
  - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人は
  - イ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、任用を取り消すことがあります。

### 3 申込受付期間

令和8(2026)年1月1日(木)から令和8(2026)年1月15日(木)まで

#### 4 申込手続等

- (1) 申込みはパソコンまたはスマートフォンから Logo フォームで行ってください。  
(2) 手順



##### (3) Logo フォームへのアクセス

次のアまたはイの方法でアクセスしてください。

ア パソコンまたはスマートフォンの Web ブラウザに次のアドレスを入力する。

<https://logoform.jp/form/UQ6D/1020375>

イ パソコンまたはスマートフォンのカメラで次の二次元コードを撮影する。



##### 【申込みにあたっての注意事項】

入力する内容は次のとおりです。あらかじめ入力内容を準備しておくとスムーズです。

①基本情報	氏名/生年月日/性別(任意)/郵便番号/住所/電話番号/メールアドレス/顔写真
②学歴情報	中学校以降～最終学歴まで。校名/在籍期間
③職歴情報	職歴がある人のみ。社名/所在地/職務内容/在職期間
④資格免許	資格免許が必要な職は必須。取得(見込)年月/資格免許証の写し
⑤応募動機	

- (4) 申込みは、1つの職種に限ります。申込後の職種の変更はできません。  
(5) 車椅子の使用、付添い等、選考の際に配慮が必要な場合は、申込時に申し出てください。  
(6) 応募手続、その他この募集に関することについては、人権推進課(電話:0848-67-6044)に問い合わせてください。  
(7) Logo フォームでの申込みを原則としますが、特別な事情により Logo フォームの利用ができない場合は、人権推進課(電話:0848-67-6044)までお問合せください。

#### 5 選考の内容

区分	内容
面接	主として人物、識見等についての個別面接

## 6 選考の日時、場所

区分	日 時	場 所
面 接	令和 8(2026)年 2月 13 日(金) 13:00~15:00 の間のうち 15 分程度 詳細は電子メールまたは SMS で通知	三原市役所 (三原市港町三丁目 5 番 1 号)

(注意) 1 駐車場は、選考場所の駐車場を利用して下さい。

2 選考日程の詳細は、申込受付期間後に電子メールで連絡します。

2月 11 日(水)までに連絡がない場合は、必ず人権推進課(電話: 0848-67-6044)まで問い合わせてください。

## 7 選考結果通知

(1) 選考結果は、令和 8(2026)年 2 月下旬に申込者へメール及び郵送で通知します。

## 8 任用

(1) 任用期間

職種	任用期間
人権啓発指導員	令和 8(2026)年 4 月 1 日から令和 9(2027)年 3 月 31 日まで ※令和 8(2026)年 3 月採用とする場合があります。

(2) 条件付採用期間(いわゆる試用期間)は、1ヶ月(1ヶ月間の勤務日数が 15 日に満たない場合は、15 日に達するまで)です。

(3) 任用後は、次の場所に配属されます。

三原市生活環境部人権推進課(三原市港町三丁目 5 番 1 号)

## 9 報酬

職種	報酬	その他
人権啓発指導員	日額 12,122 円	通勤手当、期末・勤勉手当(基準日に任用時の任期が 6 月以上の場合は該当)が支給されます。

## 10 勤務時間

職種	勤務時間	休憩時間
人権啓発指導員	1 日 7 時間(週平均 21 時間) (原則 8 時 30 分~17 時 15 分のうち 7 時間)	原則 12 時~13 時の 1 時間

## 11 休日

休日は火・木・土・日・祝日です。また、12月 29 日~1月 3 日は年末年始の休日です。

## 12 加入保険

職種	
人権啓発指導員	雇用保険・公務災害・厚生年金・健康保険に加入